



MAPPS ゼミ ⑥

博物館に必要な情報発信の形とは

【博物館法 第3条 2】

博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

◎ 個人情報保護とともに進む情報開示社会

個人情報保護の必要性が叫ばれる一方、互いに先を争うように社会的要請として現出した「情報公開」は、企業を巻き込みながら「市民社会」の基盤形成の核を成すまでに至った。情報公開法が成立した平成 11 年ごろから社会的認知が急速に広がり、行政に対してアカウンタビリティを問う声はその後数年を追うごとに強まっている。

行政機関の情報公開に関連する法整備は、個人情報保護の動きと同様に、やはり国よりも地方自治体が先行した。関連条例は 47 都道府県のすべてで制定されているが、それ以上に、現在ではむしろ市民個々の意識の高まりのほうが強い推進力となっているようにも見受けられる。

一部には、言葉だけが必要以上に定着している風潮も指摘できなくはないが、今後の潮流として、「説明責任」の浸透とともに公的機関に対する情報の開示要求はさらに高まって行くことは確実であろう。

博物館を取り巻く状況も、例外とは言えない。館の利用の有無に関わらず、地域住民が「保有情報の開示は当然」とする意識を持っているであろうことは、他の行政機関に対する要求水準から容易に察することができる。

いわゆる「箱物」である博物館にとって、地域社会への貢献は、今後の生き残りを考える上でも必須条件と言える。その意味で、市民的なニーズにしっかりと応えておくことは、非常に有意義であると言える。

◎ ポイントは「モノ」情報の発信

インターネット社会がさらに深まる昨今、館の活動に対する社会的な理解を得る上でも、外部発信は欠かせないテーマとなるであろう。しかし、Web サイトの開設や各種広報物の発行を漫然と行っているだけでは、効果は薄い。

情報発信においては、「何を所蔵している館なのか」を明確に示す必要がある。まずモノについての情報を開示し、管理や研究にまつわる情報を添えて、初めて「市民資産を保全するための機関」であることが伝達可能となるのである。

収蔵品情報発信の有意性を考える上では、たとえば学校教育との連携が可能になることが挙げられる。博物館法では学校教育への留意が明記されているが、その教育現場では今、インターネット環境の利活用が活発化している。

文部科学省の調査によれば、全国の学校における LAN 設備の敷設率は60%を超えるという。インフラ整備が進む中で、教育情報化政策には1,000~2,000億円規模の予算が割かれているとされており、整備率はさらに高まると目される。

一方の博物館側でも、学校向けの教育プログラムの設置が進む。財団法人日本博物館協会の調べによれば、町村立、市立、都道府県立と、規模が大きくなるにつれ取り組みが進んでいるとされており、今後の発展が期待される。

重要なのは、館よりも展示内容の周知。これを実施可能な仕組みこそ、博物館に必要なシステムであると言える。

Points of View

- 行政機関の情報開示は、市民による社会的要求である
- 博物館の情報開示は、館そのものの PR よりも収蔵品の活用を

※無断転載を禁じます。